

議会運営委員会記録

招 集 年 月 日	平成27年10月13日(火)
招 集 の 場 所	議員控室
開 会	午後1時30分
出 席 委 員	委員長 大橋昭太郎 副委員長 藤田 洋一 委員 福田 淑子 委員 我妻 薫 委員 橋本 四郎 委員 佐野 善弘 議長 吉田 眞悦 副議長 平吹 俊雄
欠 席 委 員	
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 吉田 泉 次長 佐藤 俊幸
事 項	・ 請願第2号「人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める請願書」にかかる審査
そ の 他	
閉 会	午後2時44分

2号様式 審議の経過

吉田局長	<p>ただいまより議会運営委員会を開会いたします。委員長、お願いいたします。</p>
大橋委員長	<p>どうも今日は大変ご苦労さまです。</p> <p>忙しいところも一段落したかと思ひますし、昨日のグラウンドゴルフ大会におきましては議会の選手の皆さんは大変ご苦労さまでした。いろいろと今後、議会関係も立て込んでくると思ひますが、今日は請願の部分で皆さまのご審議、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>当委員会、全員出席ですので委員会は成立いたしてあります。副議長には委員外議員として参加していただいております。</p> <p>それでは早速、請願2号につきまして審議してまいりたいと思ひます。</p> <p>まず、請願内容につきまして、紹介議員の橋本委員に説明をお願ひしたいと思ひます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
橋本委員	<p>皆さんがた、日本国憲法を読まれてわかると思ひんですが、どんな人に対しても差別してはならないと、それが原則です。</p> <p>だから相手が韓国人だろうと中国人だろうと差別してはならないわけなんです。</p> <p>このヘイトスピーチが起きてきているというのは、実は先ほど議会事務局で雑談で話たんですけども、かつて差別部落というのがあったんです。これは古来に日本が封建時代に、はっきり言えば普通の人嫌う仕事、俗に言えば四足喰わなかったんです。四足喰うってのはけもの喰うって、人間らしくないといわれてきて、喰うのは獵師くらいなもので。だから、侍は鎧兜つくる皮が必要だといふので、そういうことの当時は專業、貧しい仕事をさせられてきたのがえたといふ人。そして非人と言われるのが乞食、俗に言えば心中しっぱぐった方々が人別帳から削減されて非人にされた。非人といふのはだいたい東京でした。賤民といふのは比較的、武家時代にそういう武家の多くいたところに多く発生して、東北にも一部ありましたけど、そういう仕事するものがなかったと。</p> <p>一番の問題はそういう差別といふことに対する意識の強かった、あったの関西ですから、本来はこの問題が起きるのおかしいですけど、実は反動といふんですか、自分たちの差別が差別を生んでしまったと。</p> <p>戦時中から昭和の時代から言われたことにチョンコ、朝鮮人のことをチョンコ、中国人のことは中国人と言ひませんでした。シナとか(聴</p>

	<p>取不能)とかとこう言われました。</p> <p>いずれにしてもそういうことで、今、朝鮮人学校というのは仙台にも確かあると思います。朝鮮人の子どもを日本人の学校でなく朝鮮人の専門の学校、通っている学校なんですけど、そこで朝鮮人が特別な対偶を受けているんだというようなデマをしながら、朝鮮人を追放して朝鮮へ追い返せと。こういう運動をしている特殊な偏見な思想を持った、考え方をを持った連中は扇動している。また、この中には馬鹿にしているよというので、報告もありますんで、大変なことだなと思っているんですけど。</p> <p>いずれにしても私たちは平和国家として人のことを差別してはならないという原則から言うなら、これは当然にもですね、なんであろうと、どこの国民に対してであろうとも差別しないという行動をすべきであろうと。</p> <p>これは2カ月ほど前の新聞に載ったんですが、野党の一部の人たちがこのヘイトスピーチ、これを規制する法律を作ろうではないかと国会に野党側の提案として出したけどもまだ具体化していないと。こういう話は私のところに入って来ていました。</p> <p>いずれにしても平和国家の国民として、私は大韓民国の人と特別な付き合いはないですけども、向うのほうから何でわかったか私の名前で協力してほしいと、こう来たもんですから、結構ですと。こういうことで紹介議員になりました。ですから本人たちとは会ってません。手紙のやりとりはしてますけども、会っておりませんし。</p> <p>ただ、戦時中、私は韓国の人たちと一緒に生活をしたことがあります。向うから追い出されてしまったような農家の人が多かったようです。農地を取り上げられて暮らしようがなくて日本に。ここで言うなら国本もそうだと思います。国本さんのように生業に就けなくて廃品業をやって成功したのが国本さん。こういうふうに私としては今まで国本さんと話しながらそう聞いているんですけども。そういうふうに真面目に働いている、韓国の人にはみな真面目だと思いますけども。</p> <p>何であろうとも差別のことについては日本国民として、それはいけないことだということで、やめさせる手段はぜひ皆さん方で一致した意見で法制化することを願いたいと思うわけです。</p> <p>以上です。</p>
大橋委員長	<p>要旨等にも書いてあるとおりと認識してよろしいかと思いますが。</p> <p>それでは皆さま方から橋本さんに、この請願に関することについての質問をお願いしたいと思います。</p>

	まず、最初にこの請願者の団長の名前、橋本さん・・・
橋本委員	名刺が来たけど、持ってこなかったから。
吉田局長	チョン、ピョン、ジュンですね。
大橋委員長	何かございませんか、皆さま方から。 この在日本大韓民国、俗に民団と言っているようですけども、橋本さん、特別この方々との交流があるわけではないということですね。
橋本委員	若いとき労働運動を社会党でしたときは民団の人と付き合いがありました。でも仙台を離れて40年ですから、それ以降なくて、たまたま何かで私の新聞の投書だと思うんですが読まれて、それで橋本さんになってくれないかと。私が戦争反対の、安倍に対する反対の投書したもんですから。で、読まれて、わかったということで、何とかお願いしたいということできましたので。 そういう経過です。直接は会っていません。 あとこう言っておきました。もし、あなたの説明が必要なときはお呼びすることがあると思いますから承知してくださいと、私、一応は話はしますけれどもと、こう話はしました。
大橋委員長	はい、わかりました。 皆さま方から何かございませんか。 橋本さん、私のほうから質問させていただきたいんですが。前回、お手持ちの本でしょうけれども、勉強するようにも指示されましたんで、いろいろ調べてみたら、なかなか一生懸命に活動されている団体のようですが、この民団、韓国民団の綱領が出ておりまして、大韓民国の国是を遵守する在日韓国国民として大韓民国の憲法と法律を遵守するという事になっている。それから民団加入者は韓国国防の義務を負うことが明定されているということです。しかし、その中には日本国憲法、日本の法令を遵守するか否かについての明記はないといったような団体だと資料の中にあるわけなんですけども。 特別そういったような関係での請願ではないという捉え方でよろしいでしょうか。 例えば教科書選定問題とかいろいろ抗議行動をしたり、あるいは区役所に出向いて区長を軟禁する形を取ったりというような行動もなされている団体の方ですけども、あくまでもヘイトスピーチに関しての、という感覚でよろしいですね。
橋本委員	差別に対する行動に対してだけ規制すればいい。
大橋委員長	それだけでよろしいですね。

橋本委員	<p>はい。</p> <p>それからもう一つね、日本国民なら日本国憲法に従うのは当たり前。ところがアメリカに行ってアメリカに居住したらアメリカの憲法、法律に従うのは当たり前。だから皆さん方、居留民団の資料を見られて日本国憲法のこと書いてないってことは一般的だと思うんです。日本の国民が向うに行って、アメリカの憲法（聴取不能）書く人、誰もいないのであって。</p> <p>もう一つは朝鮮総連と韓国居留民団は違いますよと。</p> <p>ですから、そこには朝鮮連盟、一応、差は付けられて結構だと思うんです。で、日本には朝鮮連盟っていうのはほとんどないはずだと思います。</p>
大橋委員長	朝鮮総連。
橋本委員	総連。
大橋委員長	はい、我妻委員。
我妻委員	朝鮮総連は北朝鮮とのつながりですよ。総連のほうからは別に請願、こういうもの出ないですね。
大橋委員長	橋本委員。
橋本委員	<p>朝鮮連盟は今、学校を持ってないはずですが、国交の問題あって。朝鮮連盟は国交回復の問題もしっかりしてませんからね。</p> <p>だから居留民団、韓国民団のほうはあるけど、朝鮮連盟のほうは特別、組織だって何かできるという形、仙台もなくなったはずですが。</p>
大橋委員長	<p>いや、あります。</p> <p>（「あります」の声）</p>
橋本委員	朝鮮連盟ですか。建物はあるけども、さまざまな税制・・・
大橋委員長	いや、学校もあります。
橋本委員	朝鮮連盟の学校あるって。
藤田委員	八木山にありますよ。
我妻委員	朝鮮総連の組織もちゃんと残っている。
大橋委員長	はい、我妻委員。
我妻委員	<p>今、委員長が言われたのに関連するんですが、今、国内でこの意見書に反対する人たちの動きも聞かれるんですが、その人たちの言い分の中には人権、民族、発言がものすごく罵倒するというか、あるいは極端な話、殺せとかなんとかね、これはヘイトスピーチの中に、こっちでも言っているんですが。</p> <p>同じように、よく報道で見ると朝鮮なんかでも日本人のあれを燃や</p>

	<p>したり、そんなやつも報道されるんですよ。もちろん私はこれはもう、許せないというふうに思ってますが。</p> <p>だからお互いだと思うんですね。ですから、この人たちは自国で起きている過激な日本人を罵倒するような、そういったことについても批判的なんではないでしょうかね。</p>
大橋委員長	橋本委員。
橋本委員	<p>それはそうですね。</p> <p>もう一つ。具体的に韓国の中で日本人にそういう行動を取っていることが具体化したら、私は大韓民国の皆さん方に話をしても結構です。ただ、私は聞いていないから韓国の。一部、なんかの政治的によって批判を受けたことがありますよね、慰安婦問題で。慰安婦問題については私も持論があるから、それは別にしますけども。</p> <p>一部そういうことがあったとしても韓国民だからということで蔑視している、この姿だけは取らせたくない。行動については批判してくれと、やったことには。</p> <p>だから、それを国民だけの理由だけでやられているのは賛成できないと、こういうことです。</p>
大橋委員長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>はい、福田委員。</p>
福田委員	<p>今、大橋委員、我妻委員からも話が出たんですが、この請願書の出してほしいという中身は、あくまでも人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止するんだってということで先ほど確認されたんですけども、それでよろしいということでもいいんですか。</p> <p>自分たちの国だけを守るんでなくて世界的な問題だと思うんですね、やはりね。日本人も同じようになっていることもあるし、実際に朝鮮人を皆殺しにするとかね、そういう話を、行動、デモが行われているんだってという話も私も実際に耳にしたんですけども。</p> <p>そういった意味で世界的な問題として、まず人種差別はやめようということでもいいんですね。</p>
橋本委員	<p>そうです、そうです。それは韓国だけに限りません。すべての人に対して。</p>
福田委員	<p>すべてね。</p> <p>はい、わかりました。</p>
大橋委員長	<p>ということは、この請願を出してきている民団の関係にとどまるどころではないということでもよろしいですね。</p>

橋本委員	はい、そうです。
大橋委員長	世界的な人種差別の問題ということですね。 我妻委員。
我妻委員	これ見ますと宗教については触れてないですよ。ただ、国連の人権保護委員会、ここでは宗教にも触れた意見書だったと思いますが。 何でこんなこと言うかと言うと、やっぱり民族もだし、宗教についての差別、これなんかも含まれるんだらうと、このヘイトスピーチの中にはね。今、イスラムの、日本の中でそれなんかもこれから心配されるのかなと。民族と合わせて宗教に対する偏見、差別、そういったものもやはり、ヘイトスピーチ、もし意見書を出すとすればそういったものも含まれるのかなと。そんな思いなんですけどね。
大橋委員長	はい、橋本委員。
橋本委員	これは宗教の問題でないです。宗教で言うなら韓国は儒教なんです。日本は仏教、あるいは神道ある。だから宗教間の対立ではなく、相手が韓国人だからという人種に対する嫌がらせだから。 だから全世界の人たちに日本人が日本に住んでいる外国人、よその国の人たちに対して排斥するような、差別するような行動は取らないでほしいと。 これは韓国民に限らないです。中国人に対してもアメリカ人に対してもそういう（聴取不能）してならないと、こういうことです。
大橋委員長	今、我妻委員が言われたのはヘイトスピーチの定義の部分に入っていくのかと思うんですが、明確な部分はないと言われながらも、例えばヘイトスピーチとは人種、宗教、性的嗜好、思想、障害、職業などに基づいて個人または集団を攻撃、脅迫、侮辱、さらには他人をそのように扇動する言論であるとされると。 今回のヘイトスピーチ、我妻委員が言われたように、こういったような定義の仕方でよろしいですかという部分が入ってくると思うんです。
橋本委員	宗教がどうだっていうよりは日本の関西の人たちがやっているヘイトスピーチね。これは儒教だからではない。韓国人だからという言い方をしている。 それは他の国にも共通することで、アメリカ人なぜしないのやと。ところが韓国しやすい。中国、こういうわけですからというのわかるんですけども。ただ単に韓国人だという理由だけでしている。それを通してすべての行動に共通することです。韓国人を差別しないこ

	<p>とはアメリカ人も差別しないこと、中国人も差別しないことで。 特定の思想、信条に基づいた行動でなく、感情的なやり方が一番怖いと。一番、常識から離れていると、こういう考え。</p>
大橋委員長	はい、我妻委員。
我妻委員	<p>そうすると、この請願者はそういうふうにヘイトスピーチの定義なんかでも言われている、そういった宗教なんかの差別もだめよとか、そういうのは意図的に外したってことですか。わざと人種差別に絞ったということですか。</p>
大橋委員長	橋本委員。
橋本委員	<p>自分たちが今、生きていること、避けようとしたら、被害者を考えるなら自分がその被害を避けるためにどうするかということだと思っ んです。 だから思想、信条に基づいての差別だったら、それは韓国人に限り ません。キリスト教徒の人たちに言ってみればいい。これはアメリカ 人もイギリス人も日本人もね、キリスト教いるんだから。 そうでなく韓国人だという蔑視、差別意識、そのことを撤廃してく れと。それが今度、アメリカ人に言ったらアメリカの人、そういう運 動が出てくると思います。 さし当たっては韓国の皆さん方にやっている、特定のグループの差 別行為をやめさせてくれと。</p>
大橋委員長	我妻委員。
我妻委員	<p>私としてはヘイトスピーチ、そこまで膨らませた意識で持っている んで、もし意見書を出すとするれば人種差別だけじゃないなど。 私たちが出すとするれば宗教的な差別、そういったものも含めた人権 を侵害するような、そういったものについて全体的な意味で出す必要 があるだろうと思うんで。 この請願者はわざわざ人種だけに限定して出した意味はどうなんで すかということ。それとも膨らませてもいいという意味を含んでいる のかどうかってこと。</p>
大橋委員長	橋本委員。
橋本委員	<p>危害を加えられた人の立場に立って自分を守ってほしいというこ と。だから今、我妻委員が言われるように、これだけでなく広くして、 そうということが今後、起きる可能性もないと言えないから、それも含 めてこちらとして請願を採択するというなら結構です。 問題は差別するような行為をやめさせてくれと。</p>

	<p>それが宗教の問題、人種の問題、それも含めてこちらが作られることは、私、異論は言いません。すべてに差別するなというだけですから賛成です。</p> <p>むしろ、そのことについては、そう決まれば私、民団のほうにはそういう話をします。こういう幅広い形の中でやることになりましたからねと。</p>
大橋委員長	我妻委員。
我妻委員	<p>何でそれ確認したかという、橋本さんさっき説明するときに国内の部落問題なんかに触れて、非人の問題なんかに触れたので、職業の差別とかそういったものも含めたやつで報告されたので、人種だけに限定されるものでないでしょうという意味で確認したの。</p>
橋本委員	<p>結構です、私は賛成です。</p> <p>賛成する立場で決まったら民団のほうにそういう話を通知します。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>じゃ、我妻委員が言われるような人種差別にとどまることのないヘイトスピーチの部分ということで確認させていただいてよろしいでしょうか。</p>
橋本委員	はい。
大橋委員長	<p>それから、この請願内容ですが、1と2ございますが、人種差別、民族差別を煽るヘイトスピーチなどを法律で禁止するとを求める意見書を提出してくださいと、意見書提出の請願であるわけですね。</p> <p>それから日本国が批准を留保している人種差別撤廃条約4条(a)、(b)に関し、その留保を撤回するよう、この働きを行ってくださいということが書いてあるわけですね。</p> <p>この部分ですけれども、これ4条の部分、橋本さん、一応抜き書きしてきたんですけども、もし何でしたらこれ資料として配布させていただいてよろしいですか。</p>
橋本委員	はい、お願いしたいと思います。
大橋委員長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>休憩 13:54 再開 13:57</p> <p>再開いたします。</p> <p>今、局長にコピーしていただきましたが、この中に書いてある人種</p>

	<p>差別撤廃条約4条の(a)(b)の部分です。</p> <p>それを日本国政府は留保しているということですが、国の言い分の中の留保の部分、日本国憲法の規定の中にあることからこれを留保しているというふうに理解する部分もあるんですが、この辺に関してはどうでしょうか。なぜ留保しているんだという部分で、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」の4条ということになると思うんですが、一つにいろいろ資料を見ますと、留保している部分、懸念される部分の中に発言の自由ですか、憲法で保証されている部分との兼ね合いの部分と、しかし基本的には暴力的な民族の差別がいいということではなくて、会議に入る前にちょっと話をしたんですけども、一つにはヘイトスピーチという捉え方の中に、例えばさまざまな人種差別以外の発言への封鎖の懸念もあるのかなというような話も出ておりました。</p> <p>その辺は特別、橋本委員、紹介議員として考慮するところじゃないと考えてよろしいですか。</p> <p>はい、橋本委員。</p>
橋本委員	<p>日本国憲法の中にある結社、集会、表現の自由、これを規制したらおかしいんじゃないかという保守系の議員がいます。要するに憲法の表現の自由、あるいは報道の自由。</p> <p>ところが皆さん方、この町の条例の中に調べてみてください。他人に迷惑をかけるような行動をするようなことには集会所を貸しませんとある。あくまでも他人に危害、恐怖を与えない形の中での集会だったら公の建物使ってもいいですよ。</p> <p>だから一部の保守系の連中が言っているのは、ヘイトスピーチを制限すると集会の自由、あるいは表現の自由に反するんじゃないかというね、異論を言う議員が、代議士がいるんです。政党の議員も。それがはっきり言えば間違いで、どこが、相手の権利を侵害するようなことをね。それを俺の自由だからって、やっていいとなったら世の中のルールってもっともっと変わってくると思うんで。</p> <p>だから私はこの表現の自由という、憲法に書いてある内容は侵すものではない。一定の範囲の中で相手を批判することができるのであって、相手を攻撃するような、相手の自由を奪うような行動についてはやっぱり規制をすべきだろうと。</p> <p>私は国際条約をやらない、批准しない日本国にも問題があるなと。できれば批准をしてほしいという気持ちがあります。</p>
大橋委員長	留保を撤回するよう求めておられるようですけども、そうすると

	<p>そういったようなところに踏み込んだものではないということによろしいですね。あくまでも国際条約。</p>
橋本委員	<p>今のところは自分たちが受けていることを抑えてくれよと言っているだけです。ただ、大局的に言えば批准をしていないからこういうのが出るのであって、こういう分際を野放しにしているのであって。日本国の質の問題ですね。</p>
大橋委員長	<p>ほかにございませんか、何かございましたら。 はい、我妻委員。</p>
我妻委員	<p>条約批准の留保を撤回すること、これも含めての請願ということ。これ、留保を含めないと、ということは撤回も。 今、言われたように、ここはずいぶん保守系議員の人たちとのぶつかりあるのは重々理解してますが、ほかの自治体の意見書なんかを見ると、人種差別撤回委員会の勧告に基づいてという文言を使っているところもあると思うんです。その程度のことでもいいってことなのか、あくまでも留保撤回が条件になっているのか。 その辺はどうなんですか。</p>
大橋委員長	<p>橋本委員。</p>
橋本委員	<p>はっきり望むと言えば、韓国の問題に限らず今回、我が方の議会ではそういう国際条約があるにもかかわらず、ここも発生しないという可能性はないから、基本になるものは、そういう条約をきちっと日本が自分のものにして構成することが、こういうことがなくなるだろうと。あるいは思想の問題、今は起きていないけども、思想の問題の差別も起きなくなるだろうという機運もあるから、私は今回の希望の中に、これがなくてもできれば入れてほしいなという気持ちがしています。</p>
大橋委員長	<p>いや、いや、請願内容にあるものだからね。</p>
我妻委員	<p>これがないと請願、成立しないのかなと。</p>
大橋委員長	<p>入れてほしいと。 ほかにございませんか。 はい、我妻委員。</p>
我妻委員	<p>今、あらためて読んでみても、1は意見書の提出なんですよ、ヘイトスピーチ。2は撤回するよう働き掛けてくださいという表現なんです。 ということは、そういう思いはあれなんだけど、まずはヘイトスピーチを禁止するような法律の制定を求めてくださいということに主</p>

	<p>眼を置いて、説明の文章等の中で条約の批准等も、あるいは勧告等もされているよと、そういうところの文言に触れて、ヘイトスピーチの禁止、処罰に絞った意見ということでも読み取れるんでしょうか。それとも2の働き掛け、ここまで意見書に全部入れなくちゃいけないというお願いなのか。</p> <p>その辺、分けて考えていいんでしょうかね。</p>
橋本委員	<p>分けて考えても結構です。一本にされても結構ですし。</p> <p>こちらのほうの内容的な問題あるわけですから、ここまでならいいなど。それから自民黨員もいますよね、我がほうには。自民党は自民党の方針があって賛成できないやつ出るかもしれないから。</p> <p>議会としてまとまって出すために、できれば全員一致でいきたいと思うから、ある程度、共通して出されても結構です。そのあとに必要な場合にまたやるとして。</p>
大橋委員長	<p>それから我妻委員の関連ですけれども、例えば1の部分でヘイトスピーチを法律で禁止するということを求める意見書を提出するという事は、2の部分にも関わる部分ですよ。留保を撤回することによって1の部分の法律で禁止することが生まれてくるんだろうと思うんですが。</p> <p>そういう捉え方でもよろしいわけですね。</p> <p>橋本委員。</p>
橋本委員	<p>いいですよ。ゼロから出発するんだからね。</p> <p>ある程度、その議会の立場があるべから、皆さん方がここまでしか行けないというのは、それでも私は結構だと。今よりは前進ですから。</p>
大橋委員長	<p>それでは今まで出た部分での確認をさせていただきたいのは、例えば在日韓国人などの人種差別だけにとらわれずに、さまざまな宗教的なもの、一般的に言われているヘイトスピーチの部分、結構広いものですから、そういう部分での意見書の提出という捉え方で、橋本委員、よろしいですね。</p> <p>ということで皆さんのご意見がなければ、今、橋本委員に確認しましたが、そういう形での意見書の提出ということになるかと思いますが、そういう形での意見書の提出について、この請願をどのようにしたらいいか。</p> <p>そういったような形で提出をするということでもよろしいですか。</p> <p>はい、福田委員。</p>
福田委員	<p>一人ずつ意見を聞いたほうがいいと思います。</p>

	この請願書に対する、再度、やっぱり明らかにしてからでないと思進めないと思うので。
大橋委員長	はい。 福田委員から一人ずつご意見をということですので。 それでは副委員長から。
藤田委員	はい。 大変難しい問題で、いろいろ話を聞いて理解というかね、なかなか。橋本さんに紹介議員としての説明を受けて、なるほどこれも進めるべきだなと思いますが、ヘイトスピーチ、何回も先ほどから言われておりますけども、中身、全部、aとbですね、これを含むとすべて宗教、おもに人種差別だけ今回のヘイトスピーチの請願で出される内容でありますけども、いずれ国籍、思想、性別、障害、職業、外見というんですかね、こういうのも含めて全部がここに網羅されている中身が、今度、意見書を出すものにすべて関わってくるのかなと。 さらに橋本さんは区切って出しても構わないですよと言われましたけれども、区切って出すのも一つかなというふうに私は思うんですが、いずれ、これは出すことに私は反対はしません。 出すことはいいと思いますが、区切りがはっきりちょっとわからないので、どうしたらいいかなと私も思うんですけどね。その辺の人種だけに限ったものか、ヘイトスピーチのすべて、網羅されている中身が多いんで、すぐに判断しかねる部分ありますけども、基本的には賛成という立場でございますので、もう一度、橋本さん。 わからない部分があるんでね、区切ったほうがいいのか、それとも全部網羅された中の意見書を出すのがいいのか迷うところなんですけど、人種差別だけで今、出されているんですね。差別を扇動するヘイトスピーチとなっている。 ヘイトスピーチというのは、すべてこうなっているような気がするんですが、その辺の判断、私ちょっとね。
大橋委員長	いや、副委員長、その辺は橋本委員に確認したところ、そういったようなものも含めて構わないということでしたので。
藤田委員	ということですか。
大橋委員長	ということでしたので、そういう形の。
藤田委員	ヘイトスピーチ、すべてを含めてですね。
橋本委員	本来は含めてほしいんです。ただ、そこまで体制としていけるのかなと。いけなければ今起きている現象だけでもいいですよと。

藤田委員	そう言われたからあえてもう一回聞く。
橋本委員	基本としては国際条約もあることだし、それに従って日本国がやってくればこんな問題起きないので。 本当は全部やってほしいなという気持ちあります。
藤田委員	ちなみにまだこれしてないのアメリカと日本だけですからね。 わかりました、はい。
大橋委員長	それでは藤田委員はこの意見書を提出する方向でということによろしいですか。
藤田委員	はい、いいです。
大橋委員長	佐野委員はいかがでしょう。
佐野委員	ヘイトスピーチ自体はやってはいけないことだと思うんですけども、この法律の制定ということからすると結構、言動というか、なにか行動、その辺の線引きというのはどのようになるのかなと。私もわからないのでまだ判断できていないというような状況。 それとテレビなんかでも日本は日本でこういうふうなことあるんですけども、ただ、例えば中国とか韓国といった場合の反日運動とかその辺の国のあれっていうの、どうなっているのか。結構、ありますよね。韓国なんかでも日本に対する反日運動みたいなね。 ちょっと私もまだ判断できない状況。
大橋委員長	はい、橋本委員。
橋本委員	反日運動というものとこういう特定な人種に対する拒否行動というのは根本的に違うんですよ。根本的に違うっていうの、何かって言えば、相手の日本なら日本の国の政策が自分たちで受け入れないということで、日本人を通して政府に対する抗議なんですよ。これは韓国の政府にでなく、韓国の国民、日本に住んでいる韓国の人に対する蔑視、差別なんで。だから根本的に反日運動あるからということで、日本だって反米運動したことなんぼでもあるんだから。 そういうこと、国家的なものではない、単に相手が何々人だということで宗教も何も除いて、そこの国民だということで蔑視する、拒否する行動はやめてくれと、そういうことなんですよ。
大橋委員長	橋本委員、このヘイトスピーチの問題は、対韓国とか中国とかという、そういう次元じゃないという捉え方でよろしいですね。当然、韓国なり中国でもヘイトスピーチの問題に取り組んでもらわなきゃいけないわけですし。
橋本委員	起きてくれば、韓国に限らず起きてくるのだから。

大橋委員長	<p>実際、ほら韓国でも反日運動という表現ですけれども、もっと違う形のヘイトスピーチが行われていること事実ですけれども。</p> <p>ただ、その対比の中で行うことじゃないという、国際的な感覚の中で行うんだという捉え方でよろしいですね。</p> <p>佐野委員。</p>
佐野委員	<p>こういうふうなヘイトスピーチが起こる原因というのは、そういうこともあった中で、そういう右翼の方とか何かあったからヘイトスピーチをしているんじゃないか、その原因というのがね。</p> <p>そういうふうなことがあるんじゃないかなと。</p>
橋本委員	<p>ヘイトスピーチと言われていること、どういうことです。インターネットで調べてみてください。何て書いてあるか、差別する発言だと。</p> <p>はっきり言ったら、今まで何も調べてこなかったんだなという感じがするんですよ。</p>
大橋委員長	<p>いや、いや、違う。</p> <p>佐野委員が言うのは、韓国なりで起きている反日運動への対抗として生まれてきた要素もあるのかという部分で言われている。</p>
橋本委員	調べればないんです。
佐野委員	いや、それもあると思いますよ。
橋本委員	あると思うでは話にならないのであって。
佐野委員	橋本さんだって右翼の方に聞いたことあるんですか。
橋本委員	<p>この本にも書いてあるけども、どういう言い方しているか読んでみるというの。どういう言葉で言っているかインターネット見ろっていうの、そういうことなの。</p> <p>私はインターネット使わないけども、インターネットの中で言っていることは、全然、韓国人だという問題ではなくして、特別な対偶を受けていることついて、理由のない理由を付けながら非難をしていると。あとは韓国人だからという。</p>
大橋委員長	違う。そういう要素もあるのかということです。
佐野委員	ええ。
大橋委員長	<p>それから請願の趣旨の3番にある在特会というのが、在日特権を許さない市民の会、これがそういった活動を盛んにやっている会のですけれども、右派系市民グループと言われているようですけれども、そういったような民族主義者の人たちが多いように思いますが、そういったような形で行われているという認識は一部にはあるかと思いません。</p>

福田委員	<p>やられたからやり返すというのではなくて、やっぱり人間としての本当の生き方だと思うのね。</p> <p>それについて、この中身を確認したいんでしょ。</p>
佐野委員	<p>だから、そういうふうな、この根底にはなんちゅうか思想的なですね、あれがあるんじゃないか、一部にですね。だから多くなってきているというようなことも、前の大統領が竹島とかああいうふうな、今まで経済友好関係やってたからね。</p> <p>そういうふうなことで、こういうふうなことが出てきてるのも社会情勢としてあるんじゃないのかなということですから、その辺はどんなのかなと。</p>
大橋委員長	<p>そういう部分も当然あるでしょうね。</p> <p>しかし、そういう部分での対抗という部分じゃなく、本当の意味でのヘイトスピーチの問題、国際的なヘイトスピーチの部分で考えていこうという。</p>
福田委員	<p>そういうふうにつえるということ。</p>
佐野委員	<p>処罰というのはどういうふうになるんですかね。</p> <p>やってくださいという意見書なんでしょうけども、例えばその意見書の中で法律を作るとした場合ですね、どういうふうな。</p>
大橋委員長	<p>橋本委員。</p>
橋本委員	<p>それはいろいろあるんです。</p> <p>そういう集会を認めない、承認しない、そういうための会場は貸さない、そういう行動も認めない。</p> <p>だから、それは道交法違反とか集会の禁止とか、特別その人たちの質はどうかのこのではないんです。やる行動を規制する方法。それは特別、法律を作ってその中で罰するんでなくして、他の法律によってそういうふうな規制していくことは今の日本の法律でできるはずなんで。特別な会議には公の会場を貸さないってこと、この町も条例で決めているはずだから。そういうことで会場を貸さないよ、場所を貸さないよとしたら集まることできない。集まった場合には不法集会ということで道路交通違反だから解散しなさいという強行命令が出てくるわけなんで。</p>
佐野委員	<p>それだと結構厳しいと言うか、曖昧と言うか、集会結社の自由と言うか、その辺の判断というのが非常に難しくなるのかなと思っているんですけども。</p>
大橋委員長	<p>処罰を求めるんじゃないくて、法律でそういったようなことを禁止し</p>

	ていこうということですからね。
佐野委員	判断はまだ、ちょっと。
大橋委員長	出来かねる、というんですね。 我妻委員はいかがでしょうか。
我妻委員	<p>確かにヘイトスピーチに限定する、ま、ここにも書いているのは意識になんだろうけども、本当は憎悪表現というか表現が人権を否定する、人格を否定する、そういった表現が言われていると思うのね、スピーチという中にね。</p> <p>今、橋本さんから言われたように、あまり広く解釈しちゃうと、それこそ今でも行われているんです、逆な意味で。集会に貸さない、反対の集会にね、各自治体が横浜とか川崎とかあっちのほうで政府に反対するような集会を開かせないみたいな規制、強まっている。そっちのほう利用される恐れもあるんです逆に。</p> <p>そういくと、さっきの日本国憲法の結社の自由、表現の自由と抵触するという、逆な心配も今の日本国政府を見ているとよぎるところありますよ。逆に今の政府の中にいる要人さえも国会前でああいうふうな抗議行動やっている、あれもヘイトスピーチとして規制しろという発言も飛び出してくる。</p> <p>そういう動きもある中での意見書ってというのは私、ものすごく悩んでいますよ。本当にこういう、許せないと私は思います。大音響で、こんな表現は許せないと。</p> <p>ですから禁止するという主旨は理解するんですが、この請願書のとおりで出さなければならないのか、それともさっきのやり取りしている中で、あくまでも一般的なヘイトスピーチに対して我が町としての意見として禁止を求める意見書とか、その程度までの含みを持たせた表現でもいいというのであれば、それでも採択というふうになるのであれば採択なんだろうなと思いますけど。</p> <p>このとおり、そのままってことになる佐野委員からもあったけれども、あっちの国こっちの国ってやってしまえば、また報復感情みたいなのが現れて、また増幅していく。そういうのにはなってはだめだと。</p> <p>お互い人権を否定するような表現はだめですよと、禁止しましょうと、そういう意味での採択だったら可能なんだろうと思います。</p>
大橋委員長	福田委員。
福田委員	先ほどから皆さんから、いろいろこれはどうなんだという話をされ

	<p>て、それに対して橋本委員がそれにはこだわりませんという話もされました。</p> <p>それで今、我妻委員が言ったように、このまま採択しなければだめですよっていうんでなくて、美里町議会としてきちんとした意見書を作って国に対して意見書を出すということになれば、私は異論はありません。</p>
大橋委員長	<p>というような意見でして。</p> <p>はい、橋本委員。</p>
橋本委員	<p>いずれにしても、どう受けようかっていうのは、どうするかはこちらの権利ですから。ただ、相手側に、お宅の出されたものについてはこういう誠意をもってやったけども、この部分については納得できる、この部分については協力できないという部分が出て、これはやむを得ないことで。</p> <p>ただ、いずれにしても取り上げたってということだけで私は大きな成功だと思っているから。問題はそういう差別をなくそうって運動を、この町もほかの議会と同じようにしたよって、この姿を取っていきたいと思うんです。</p> <p>さっき言ったようにまだまだ国の中でもね、差別的な話をしている連中はなんぼでもいるんだから。それを止めてもらうためには、国際条約ありながらそれを守ろうとしない姿勢もあるわけですから、それにいくらかでも是正を求めていく運動一つでもあれば、それで結構ですと、こう申し上げている。</p>
大橋委員長	<p>はい、福田委員。</p>
福田委員	<p>さっき佐野委員からね、反日運動があるからこういうふうに出て来たんじゃないかという話もあるんですけども、だからこそ日本が、こういった意見をきちんと出してまとめていくというのもやっぱり友好関係を強める一つだと思うんで。</p> <p>韓国が日本に対してこうだからとかという感じでなくて、やっぱりそういうふうにな世界的なものとして捉えていくべきかなと思いますので。以上です。</p>
大橋委員長	<p>だいたい意見として出まして、いろんな条件的な部分もありますけども、大方はこのヘイトスピーチを禁止する意見書を提出ということでございますが、佐野委員、まだ納得しない部分もお有りですが。</p> <p>今回については皆さまのご意見に関しましては、ほとんど出尽くされたのかなと思います。</p>

	<p>いかがいたしますか。</p> <p>次回もう一度、佐野さんもだいぶ勉強してまいったようですけども、その部分で納得いただけるように、もう一度、次の会を開いたほうがいいでしょうか。</p> <p>できれば表決でない、議運の中では全員が納得してもらうような形での意見書の提出というのがよろしいのかなと思っております。</p> <p>いかがいたしますか。</p> <p>佐野委員、次回までに、誰が提出者になるかこれからの問題ですが、その意見書の内容ですね、このとおりじゃなくヘイトスピーチの問題を禁止するような意見書を提出するということですので、その意見書を見た段階で判断していただけますでしょうか。</p>
佐野委員	いいですよ、はい。
大橋委員長	<p>橋本委員、いかがでしょうか。</p> <p>出す方向ですね、その意見書の内容にもよるとい部分も皆さんにお有りですから一部。その意見書の作成、内容を見て、ならば全会一致で提出する形を取りたいと思いますんで、次回にそれ回したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
橋本委員	それは本会議で採択されなきゃいけないでしょ。
大橋委員長	はい、そうです。
橋本委員	<p>ですから12月議会か臨時議会になるわけですよ、あるとすれば。</p> <p>だから時間があるならもう一回、案を作られて、私案を出されて結構だと思います。</p>
大橋委員長	私案はあれですか。
橋本委員	委員長です。
大橋委員長	<p>いや、私は紹介議員が提出者になってお作りになるのかなと思っていましたんですが。</p> <p>では、副委員長と作成する形で、次回もう一度開かせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>意見書の原案を作成して皆さまに提出する形を取りたいと思います。よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それではこの部分については以上とさせていただきたいと思ます。</p>
吉田議長	あの、ちょっと、委員長。
大橋委員長	はい、議長。

吉田議長	再度、確認の意味でなんですが、今後の進め方にも絡んできたんですけども、付託された部分について今のお話ね、意見書の中身によって採択するか不採択にするかっていうような捉え方になってしまうんで。
大橋委員長	もう一回、それも含めて審議するという形。
吉田議長	ただ、あくまで順序からすれば採択になって初めて意見書ということだから、不採択なら当然、意見書は無しになってしまうわけさね。あとはさっき出た、ま、一部採択ということだっていないわけではないけども。 だから、そういう順序を踏まえた中で当然、やっていくんだけども、意見書の中身にもよるからそちらのほうも並行してという解釈なんだね。
大橋委員長	例えばこの中で表決、賛成多数で採択という内容かどうかという部分に入ってくるかと思うんです。大変難しい問題でもありますし。 そうしますと今、佐野委員、我妻委員から出されたように懸念される事項も確かにあるわけでありまして、それは意見書の内容次第ではと捉えたものですから、それらも含めて次回、審議してはいかがでしょうかということでございますので。 それらも含めての、次回の表決という形を取りたいと思いますということです。 福田委員。
福田委員	ちょっと違うと思うのね。 請願書は請願書として採択した上で、じゃ、議会として出しますか出しませんか、こういう意見書で出しますかという形になっていくのであって、あくまでも今、審議しているのは請願書。新しく意見書を示しながら決めていくという方法、ちょっと違うんじゃないかなと。 それで、中身について今、いろいろ皆さんから話が出て、かなりこの部分についてはこうですよというふうに橋本議員も説明されたので、私はそれはそれでよろしいでしょうと。皆がそれになれば、あと、じゃ、議会でどういう意見書にしますかという。
大橋委員長	本来はそうだと思います。
福田委員	それも含めて次回までもう一回、皆さんで考えてと。
大橋委員長	そうですね。
福田委員	意見書を、こっちで作成したやつを見るんじゃないでさ。
大橋委員長	うんと迷うところなんですけども、この請願がですね、民団の見解

	<p>が大きく出ていると思うんですね。例えばそういった部分を重視していったときには、そうであれば不採択、あるいは一部採択といたしまして、その後、意見書を作ることで自体が大変になっていくのかなと考えるものですから。</p> <p>ま、通常はあり得ないと言われればとのとおりですが、それらも一つの資料と捉えていただいて、もう一度審議したいと思いますが、いかがでしょうかということです。</p>
福田委員	皆さんが同じ捉え方をすればその方向で。
大橋委員長	<p>それでいかがですか。</p> <p>議長、どうでしょうか、あくまでも意見書の部分は資料という。</p>
吉田議長	<p>委員長としてそういう運び方をしていったほうがベターだという考え、ま、それは委員長としての。</p> <p>本来は順序立ててということになるんだろうけど、ま、それらも含めてとにかくこの請願については確認しながらしたいということだろうから。</p>
大橋委員長	そうですね。
吉田議長	これ、意見書の案みたいなのは付いてこなかったっけ。
吉田局長	このときはそれがすべてです。
大橋委員長	前に来たときのやつはあるようですけれども。
吉田局長	あと、本日配布させてもらったのが橋本議員のほうからいただいたやつでございます。
大橋委員長	我妻委員。
我妻委員	<p>確認ですが、今の関連で言うところの請願内容、請願趣旨、この内容を採択した場合はこれ全部受け止めなくちゃいけないというふうになるのか。</p> <p>ま、隣の町の意見書なんか見ても、これではなくて、さっき委員長が確認されてきたようにヘイトスピーチを禁止する内容の意見書としてそれぞれの案文、意見書を作られているのかなと。この請願書を受けた後の行動として、たぶん提出されているんだろうと。</p> <p>今、橋本さんから出されたけども、自治体によってはそれぞれ表現が変わってくると思います。</p> <p>ですから、そういう意味でこの請願書は仮に採択するにしても、その幅はあるよと。そういう意味で、さっきも橋本さんは請願者に説明するよと言ってましたけども、そういうのを確認しながら採択、不採択の問題になるんだろうと。</p>

	<p>ですから、これに案文が付されていないので、請願内容1、2、これすべて入れなければならないというふうには、そういう受け止め方ではないと。その辺がこの請願書を採択するということにも難しさがあるんじゃないかなと。これ採択してこのとおりと・・・</p> <p>(「請願で来ているから」の声)</p>
大橋委員長	請願で来ていますからね。
吉田議長	だから、そこが難しい。
大橋委員長	<p>橋本委員にも紹介議員としてその辺は結構ですということだったものですから、例えば佐野委員、我妻委員が言われた懸念される部分というものも当然、考慮しなければならないということでもあると思いますので、すべてを盛り込まなくてもいいというふうに橋本委員からも確認を取っておりますし、我が町の形態の中でこのヘイトスピーチの問題に取り組んでくださいということですから、そういう進め方をしたいというふうにさきほど言ったものですから、それでよろしいでしょうかということなんです。</p> <p>議長からも指摘受けたように、確かに福田委員からも指摘受けたように採択か不採択か、その後だということでもあるんですけども、ぜひ、橋本委員からも委員長が作れということですので、ほかの町を参考にしながら資料として一つの案文として提示し、もう一度この請願についてその後の処理についても皆さんと議論したいと思いますということです。</p> <p>よろしいですか。</p>
橋本委員	いいですよ。
大橋委員長	<p>何かございますか、この件に関して。</p> <p>この件に関してよろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは、その他に入りたいと思います。</p> <p>局長、その他の部分、お願いします。</p> <p>(「請願のほうは終わりね」の声)</p> <p>終わりです、はい。</p> <p>所管事務調査の件について、行程表でございます。</p> <p>(「これ、直接古川駅に行ってもいいですね」の声)</p>
吉田局長	<p>はい。</p> <p>だいぶ遠いものですから朝ちょっと早くなりますが。</p>
福田委員	局長ね、昭和町からあらかじめどういうものを質問したいかという

	のは。
吉田局長	<p>そのことも含めて今日はあれだったんです。</p> <p>それぞれで質問事項をいろいろ考えられているのかなと思いましたので、その辺あとは私のほうで取りまとめさせていただければなど。</p> <p>(「あっちからきているわけではないのね」の声)</p> <p>この前、お渡しした地方議会人のデータしかありませんので。</p>
福田委員	<p>あらかじめこっちから聞くものを統一しておかないとだめなのかなと思って。</p>
吉田局長	<p>依頼文書は出させてもらっています。そのときに後日ということ。</p>
大橋委員長	<p>特別、地方議会人に載っている以外に聞きたい部分については局長のほうにお伝えください。</p> <p>それでいいんじゃないかと思っておりました。</p>
福田委員	<p>はい。</p>
大橋委員長	<p>ほかにございますか、よろしいですか。</p> <p>それでは本日の会議はこれぐらいにしたいと思います。</p> <p>次回についてはちょっとほかの部分もありますので、調整させていただきます。なかなかその日っていうふうにはできないかと思っています。</p> <p>ほかの請願もありますから。</p> <p>副委員長と時間調整させていただきたいと思います。</p>
藤田副委員長	<p>今回は今、委員長が言ったとおりでございまして、調整をしながら連絡を申し上げて次回を決めさせていただきたいと思います。</p> <p>今日はヘイトスピーチ、ご意見を聞かせていただきまして、なかなか難しい問題でございまして、これから意見書案を作るのも大変だなと思いますが、委員長がすべてまかせると、こういうことですから大船に乗ったつもりで、あとは皆さんからご意見をいただいて採択に向けて進めていきたいなと思います。</p> <p>本当に今日はご苦労さんでございました。</p>
	14:44 終了

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員会
委員長